

# サポート金代理受領の場合

- サポート金算定対象額：報酬から消費税を除いた額



報酬とは？

事業者等が対象支援金の申請手続き等を、行政書士又は社労士に依頼した際に生じる、行政書士等に支払う費用

- サポーター請求手順

## 手順0 事業者等のサポート金申請状況確認

- ・ 事業者等からの依頼に際し、事業者等のサポート金利用状況（支給残額）をサポートセンターで確認
- ・ 事業者等のサポート金利用状況から事業者が負担すべき報酬を確認
- ・ 事業者等に負担すべき報酬を説明の上、依頼を受ける。

## 手順1 1件ごとのサポート額を算出

- ・ 1件ごとの報酬に係る税抜き額を算出
- ・ 税抜き報酬（サポート金算定対象額）に係るサポート金を算出  
サポート金算定対象額の4 / 5（上限10万円or 5万円）の額で算定
- ・ サポート金を除く事業者等負担分を事業者等に請求

## 手順2 サポート金代理受領

- ・ 代理受領に必要な書類を事業者等から受け取り、サポートセンターへ請求

# 算出例 1 間接請求（代理受領） 行政書士の場合

確認事項 ・事業者等のサポート金利用状況からどのくらい代理受領可能か。

## 手順0 既利用額の確認（サポート金支給残額の確認）

対象支援金	報酬(税込)		報酬(税抜)	上限確認
(ア) 家賃支援給付金	5.5万円	→	5万円	→ 4.0万円)
(イ) 福岡県家賃軽減支援金	3.3万円	→	3万円	→ 2.4万円)

(サポート金支給額6.4万円, 残る利用可能サポート金3.6万円)

## 手順1 追加サポート金申請

対象支援金	報酬(税込)		報酬(税抜)	上限確認
ウ) 市給付金	1.1万円	→	1万円	→ 0.8万円
エ) 市給付金	8.8万円	→	8万円	→ 6.4万円 → 5万円 (2.8 2.2)
オ) 市給付金	11万円	→	10万円	→ 8万円 → 5万円 (20.9万円) (3.6万円)

## 手順2 追加サポート金申請で受けられるサポート金の算出・事業者等への請求

- ・行政書士コース ア+イ+ウ+エ=17.2万円 (≦10万円) → 上限オーバー
- ・すでに利用分が6.4万円なので、追加申請分では3.6万円が利用可能となる。
- ・サポーターは、追加申請分に係るサポート金を除く17.3万円を事業者等に請求する。

## 算出例 2 間接請求（代理受領） 社労士の場合

確認事項 ・事業者等のサポート金利用状況からどのくらい代理受領可能か。

### 手順0 既利用額の確認（サポート金支給残額の確認）

（サポート金未利用，残る利用可能サポート金10万円）

### 手順1 サポート金申請

対象支援金	報酬(税込)	報酬(税抜)	最大確認
(ア 雇調金 (10月申請分)	3.3万円	→ 3万円	→ 2.4万円)

（サポート金支給額2.4万円，残る利用可能サポート金7.6万円）

### 手順2 サポート金申請2回目

対象支援金	報酬(税込)	報酬(税抜)	最大確認
イ 雇調金 (11月申請分)	4.4万円	→ 4万円	→ 3.2万円

（サポート金支給額2.4万+3.2万円=5.6万円，残る利用可能サポート金4.4万円）

※以下、サポート金支給額合計が上限（10万円）を超えるまで、支給申請できる。

※すでに利用分が10.0万円になった後は，社労士への費用は全額事業者負担

（サポーターは，報酬を全額事業者に請求）